

## 国立研究開発法人土木研究所安全保障輸出管理規程

令和2年10月5日 規程第17号

改正 令和 4年 1月 18日

令和 4年 3月 31日

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）における安全保障に係る技術の提供及び貨物の輸出（以下「技術提供等」という。）に関する管理の基本方針を定め、適切な管理体制を構築整備することにより、輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持の観点から我が国の研究機関としての国際的責任を果たすことを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 この規程は、研究所が行うすべての技術提供等に関する業務に適用する。

#### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「関係法令」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関連する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 「技術の提供」とは、非居住者（法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。以下同じ。）若しくは特定類型該当者（「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易第492号）等の一部改正について（令和3年11月18日付け20211102貿易第1号輸出注意事項2021第30号）（以下「役務通達」という。）に掲げる者をいう。以下同じ。）への技術の提供若しくは非居住者へ再提供されることが明らかな居住者（法第6条第1項第5号に規定する居住者をいう。以下同じ。）への技術の提供又は外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供をいう。
- (3) 「貨物の輸出」とは、外国に向けて貨物を搬出すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ搬出されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- (4) 「相手先」とは、技術の提供については当該技術を利用する者、貨物の輸出について

は当該物品の需要者をいう。

- (5) 「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術をいう。また、「キャッチオール規制技術」とは、外為令別表の16項に該当する技術をいう。
- (6) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物をいう。
- (7) 「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (8) 「取引審査」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び相手先を確認し、研究所として当該技術提供等を行うかを判断することをいう。
- (9) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (10) 「通常兵器」とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (11) 「開発等」とは、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵、若しくは通常兵器の開発、製造、使用をいう。
- (12) 「役職員等」とは、次の各号をいう。
  - 一、国立研究開発法人土木研究所における役員の事務分掌等に関する規程（平成27年規程第18号）第2条に規定する役員
  - 二、国立研究開発法人土木研究所職員就業規則（平成18年規程第1号）第2条第1項に規定する職員
  - 三、前号の規則同条第2項に規定する非常勤職員
  - 四、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所職員就業規則（平成18年独土研寒管第16号）第2条第1項に規定する職員
  - 五、前号の規則同条第2項に規定する非常勤職員
  - 六、国立研究開発法人土木研究所交流研究員受入れ規程（平成27年規程第57号）第1条に規定する交流研究員
  - 七、国立研究開発法人土木研究所実習生受入れ要領（平成18年規程達第13号）に規定する実習生
  - 八、国立研究開発法人土木研究所招へい研究員規程（平成13年規程第28号）に規定する招へい研究員
  - 九、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所依頼研修員受入規程（平成18年独土研寒企第34号）に規定する依頼研修員
  - 十、国立研究開発法人土木研究所外国人招へい研究員規程（平成13年規程第29号）

に規定する外国人招へい研究員

十一、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所流動研究員規程（平成18年独土研寒企第138号）に規定する流動研究員、招へい研究員及び派遣研究員

十二、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和61年労働省令第20号）に基づく労働者派遣契約により研究所に派遣される派遣労働者

十三、これらの規程に準ずる受入者をいう。

(13)「上席研究員等」とは、国立研究開発法人土木研究所組織規程（平成18年規程第12号。以下、「組織規程」という。）に規定する課長、室長及び上席研究員をいう。

## 第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 研究所の技術提供等の管理の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術提供等を行わない。

(2) 技術提供等について関係法令を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、当該許可を取得する。

(3) 技術提供等の管理を確実に実施するため、管理体制を適切に整備する。

## 第3章 組織・体制及び業務

(最高責任者)

第5条 研究所に、技術提供等管理の最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

2 最高責任者は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 第15条で定める経済産業大臣への許可申請

(2) 研究所の技術提供等管理の重要事項に関する決定

(統括責任者)

第6条 研究所に、研究所の技術提供等管理の事務の統括を行う統括責任者を置く。

2 統括責任者は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 研究所の技術提供等管理の事務の統括

(2) 該非判定及び取引審査の承認

(3) 役職員等に対する関係法令等を遵守するために必要な指導

(総括管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、技術提供等管理に関する事務を担当する総括管理責任者を置く。

2 総括管理責任者は、統括責任者を補佐するとともに、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 特定類型該当者の該当性の判断
- (2) 該非判定及び取引審査
- (3) 事務実施体制の整備
- (4) 情報提供
- (5) 研修・指導
- (6) 技術提供等管理の監査
- (7) その他技術提供等にかかる事項

(総括管理責任者補佐)

第8条 総括管理責任者を補佐する者として総括管理責任者補佐を置く。

2 総括管理責任者補佐は、総括管理責任者を補佐するとともに、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 安全保障輸出管理に関する相談窓口
- (2) 審査申請書類に係る該非判定意見の上申
- (3) 研究所内の安全保障輸出管理の現状把握
- (4) 役職員等への情報連絡

(管理責任者)

第9条 安全保障輸出管理について責任を負う者として、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、安全保障輸出管理に係る活動について、以下の事務を行う。

- (1) 第11条第1項に規定する手続の承認
- (2) 該非判定意見の上申

#### 第4章 手続

(特定類型該当者の該当性の判断)

第10条 役職員等及び総括管理責任者は、技術を提供するに当たり、特定類型該当者の該当性の判断を行う。

(事前確認)

第11条 役職員等は、技術提供等を行おうとする場合は、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認（以下「事前確認」という）を行い、第15条に定める取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、第15条に定める取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認を省略することができる。

2 事前確認に相当する手続きが別途に定められている場合は、それらをもって事前確認

に代えるものとする。代替する場合又は代替を中止した場合は、総括管理責任者補佐を通じて総括管理責任者に承認を得るものとする。

- 3 第1項の事前確認により取引審査の手続が必要と判断された場合、又は第1項ただし書きにより取引審査を行うことが明らかな場合（以下「取引審査の手続が必要とされた場合」という）には、第12条、第13条及び第14条の起票・確認を行い、第15条に示す取引審査の手続を行わなければならない。
- 4 第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、役職員等は当該技術提供等を行うことができる。

（該非判定）

第12条 役職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かの判定を行う。

（用途確認）

第13条 役職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを確認するものとする。

（需要者の確認）

第14条 役職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、相手先について、確認するものとする。

（取引審査）

第15条 役職員等は、技術提供等を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、前3条による確認等を踏まえ、技術提供等に関する決定又は契約を結ぶ前に、当該技術提供等の可否につき総括管理責任者による審査を受けなければならない。

- 2 総括管理責任者は、前項により提出された書類の適否及び記載内容の確認を行う。
- 3 技術提供等についての承認は、統括責任者が行う。
- 4 統括責任者は、承認を求められた技術提供等について 当該技術及び貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれ及びその他の技術提供等管理上の懸念があると判断される場合は、その技術提供等について承認してはならない
- 5 技術提供等の承認を得た後、追加的に技術提供等が発生した場合は、別途技術提供等の可否につき第1項により審査及び承認を求めるものとする。

（許可申請）

第16条 関係法令に基づき経済産業大臣の許可を受けなければならない技術提供等があ

る場合は、当該許可の申請を最高責任者が行う。

- 2 当該技術提供等を行おうとする役職員等は、第1項の許可を得ることなく、これを行ってはならない。

## 第5章 技術の提供及び貨物の輸出の管理

### (技術の提供管理)

第17条 役職員等は、外国への技術の提供を行う場合は、次に掲げる事項を確認した上で行わなければならない。

- (1) 必要となる第11条から第16条までに定める手続が終了し、内容に変更がないこと。
  - (2) 外為法等に基づく許可を受けなければならない技術については、当該許可を得ていること。
- 2 役職員等は、外国への技術の提供を行う場合は、第1項の確認ができない場合は当該技術の提供を行ってはならない。また、確認ができない場合、直ちに技術の提供を取りやめ、管理責任者を通じて、総括管理責任者に報告する。

### (貨物の輸出管理)

第18条 役職員等は、貨物の輸出を行う場合は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 必要となる第11条から第16条までに定める手続が終了し、内容に変更がないこと。
  - (2) 外為法等に基づく許可を受けなければならない貨物については、当該許可を得ていること。
  - (3) 輸出される貨物が、輸出書類の内容と同一のものであること。
- 2 役職員等は、貨物の輸出を行う場合は、前項第3号に基づく確認の結果、同一であることが確認できない場合は、直ちに輸出手続きを取りやめ、管理責任者を通じて、総括管理責任者に報告する。
  - 3 役職員等は、貨物の輸出を行う場合は、貨物の輸出通関に当たって税関事故が発生した場合は、速やかに管理責任者を通じて、総括管理責任者に報告しなければならない。
  - 4 管理責任者は、前項の税関事故の報告を受けた場合には、事実関係を把握し、輸出通関停止の指示を含む適切な措置を講ずる。

## 第6章 監査

### (技術提供等管理の監査)

第19条 総括管理責任者は、統括責任者の指示の下、この規程及び別に定められた諸手続きが適正に実施されていることを確認するため、技術提供等を行った研究グループ等を対象に監査を行うことができる。

- 2 監査は総括管理責任者補佐その他補助者に行わせることができる。

## 第7章 教育

### (研修・指導等)

第20条 総括管理責任者は、統括責任者の指示の下、技術提供等の業務に携わる者を対象として、関係法令及びこの規程の遵守の重要性を周知徹底するために情報提供、研修、指導を行う。

2 情報提供、研修、指導は総括管理責任者補佐その他補助者に行わせることができる。

## 第8章 文書管理

### (関連書類の管理及び保存)

第21条 技術提供等に係る文書、図面又は電磁的記録は、国立研究開発法人土木研究所法人文書管理規程に基づき保存するものとする。

## 第9章 報告

### (報告)

第22条 関係法令若しくはこの規程に違反する事実又は違反のおそれがあることを知った者は、その旨を総括管理責任者に報告しなければならない。

2 総括管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 調査の結果、違反の事実又は違反しているおそれがあることが判明した場合には、統括責任者は、最高責任者へ報告し、各研究グループ等に対応を指示し、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

## 第10章 罰則

### (罰則)

第23条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した役職員等は、関係法令及び研究所の関係規程の定めるところにより処分される。

2 役職員等以外の者で故意又は重大な過失によりこの規程に違反した者は、契約等を解除され、更に、研究所に損害を与えた場合又は関係法令に違反した場合は、損害賠償請求又は告訴されることがある。

## 第11章 雑則

### (雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、技術提供等管理に関し必要な事項は、別に定める。

(主管部課)

第25条 この規程に基づく事務は、研究評価・国際室（つくば）及び企画室（寒地）が関係部署の協力を得て処理する。

附則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附則（令和4年1月18日 規程第24号）

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附則（令和4年3月31日 規程第44号）

この規程は、令和4年5月1日から施行する。